

妊娠・出産したかたへ（致怀孕·生产了孩子的人）

▶妊娠届出と母子健康手帳の交付

医療機関で記入された妊娠届出書をお持ちください。母子健康手帳をお渡しします。

【手続場所】子育て世代親子支援センター ☎51-6797

▷怀孕登记以及母子健康手册的交付

请把医疗机关填写的怀孕申报单带去登记，就会发给母子健康手册。

【手续办理场所】健康增进课育儿年代亲子支援中心 ☎51-6797

▶妊婦一般委託健康診査受診票の交付

妊婦健診費用の一部を助成するものです。受診票は母子健康手帳交付のときにお渡しします。また、多胎妊娠の場合、受診票の追加交付をします。

▷孕妇一般委托健康检查受诊票的交付

这是补助孕妇健康检查费用的一部分。受诊票会在交付母子健康手册时发给。另外，如果怀了多胎孕的情况下，会追加发给受诊票的。

▶母親教室（ほっとマミーサロン）・両親学級（パパママ教室）

同じ時期に出産や子育てを迎える仲間と一緒に妊娠・出産・育児について楽しく学べる教室です。開催日程などは母子健康手帳交付のときや広報とわだでご案内します。

▷母亲教室（辣妈沙龙）·双亲学习班（爸爸妈妈教室）

是一个能够与在相同时期迎接生产或者育儿的人们一起愉快地学习有关怀孕、生产以及育儿知识的教室。

举办日程等会在交付母子健康手册时告知以及在广报 TOWADA 上出通告。

▶訪問指導・健康相談

助産師や保健師が訪問や、電話で相談をお受けします。

▷访问指导·健康辅导

助产士或保健师会进行家访以及接受电话咨询。

▶妊産婦十割給付証明書の交付

国保加入の妊産婦に対して、妊産婦十割給付証明書発行の日から出産した月の翌月末までの通院分の医療費を助成します。国民健康保険証・母子健康手帳をお持ちの上、手続きをしてください。

【手続場所】国民健康保険課 51-6750・十和田湖支所

▷孕产妇十成补贴证明书的交付

对于加入国民健康保险的孕产妇，从交付孕产妇十成补贴证明书的当天起给予补助去医院看病的全

部医疗费，一直到生产后的第二个月月底为止。请带上国民健康保险证和母子健康手册去办理手续。

【手续办理场所】国民健康保险课 51-6750·十和田湖分所

▶ 出産育児一時金

国保加入者が出産したとき（妊娠 12 週以上の死産・流産を含む）、世帯主に出産育児一時金が支給されます。

▷ 生産育児補助金

加入国民保険の人生了孩子（包括怀孕 12 周以上的死产·流产），会发给户主生产育儿补助金。

▶ 未熟児養育医療給付制度

未熟児を養育している保護者のかたに対し、未熟児の医療費を退院（最長 1 歳の誕生日前々日）まで助成します。

▷ 早产儿抚养医疗补贴制度

对抚养早产儿的家长，补助早产儿的医疗费用直到出院（最长到一岁生日的前两天）为止。

子どもの保健（小孩的保健）

▶ 乳幼児の健康診査・健康相談一覧

▷ 乳幼児的健康检查·健康辅导一览表

No.1

健診・相談名 (体检·辅导名称)	対象年齢 (対象年齢)	場 所 (地 点)	備 考 (备 注)
赤ちゃん訪問	退院後～おおむね 生後 4 か月までの 間	事前に訪問日時を確認 し、保健師または助産 師、看護師が家庭訪問 します。	・十和田市に住所のあるすべての 赤ちゃんに家庭訪問を行っ ています。 ・市外に里帰りされた場合は、 里帰り後の訪問になります。
婴儿访问	从出院后到出生后 大约 4 个月左右的 期间	事先确认好访问日期以 及时间之后，保健师或 者助产士、护士进行家 庭访问。	·对在十和田市内有地址的所有 婴儿都进行家庭访问。 ·如果回了市外娘家的情况下，等 返回家以后再去访问。
1 か月健診	生後 1 か月	出産した病院または小 児科	・乳児一般委託健康診査受診票 はほとんどの場合、1 か月児健 診で使用しますので、忘れずに 持参しましょう。
一个月健康检查	出生后一个月	出生的医院或小儿科	·乳儿一般委托健康检查受诊票 几乎都在一个月健康检查时使 用，所以不要忘了带去。

健診・相談名 (体检・辅导名称)	対象年齢 (対象年齢)	場 所 (地 点)	備 考 (备 注)
4 か月健診 四个月健康检查	生後 4 か月 出生后四个月	保健センター(月 1 回) 保健中心 (毎月一次)	<ul style="list-style-type: none"> ・満 4 か月を過ぎてからお越しください。 ・37 週未満で生まれた赤ちゃんは、出産予定日から 4 か月後にお越しください。 ・健診の前に授乳は済ませておきましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ·请满了四个月之后来检查。 ·未满 37 周出生的婴儿，请从预产期开始算起，过了四个月之后请前来接受健康检查。 ·接受检查前，请先喂好孩子。
1 歳 6 か月健診 一歳半健康检查	1 歳 6 か月 一歳零六个月	保健センター(月 1 回) 保健中心 (毎月一次)	<ul style="list-style-type: none"> ・希望される方は子どもの歯の仕上げみがき指導を行います。歯ブラシを持参してください。 ・对希望的人进行指导如何为孩子刷牙。请记得带上牙刷。
2 歳児発達健診 两岁发育健康检查	2 歳 6 か月 两岁零六个月	保健センター(月 1 回) 保健中心 (毎月一次)	<ul style="list-style-type: none"> ・2 歳児発達健診では、希望される方にフッ化物塗布を行っています。 ・在两岁发育健康检查时，对希望的小孩进行涂布氟化物。
3 歳 6 か月健診 三岁半健康检查	3 歳 6 か月 三岁零六个月	保健センター(月 1 回) 保健中心 (毎月一次)	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に郵送する問診票にはご家庭で実施していただく視力検査、ささやきテストが含まれています。忘れずに実施し持参ください。 ·事先寄给的问诊表里有需要各自在家庭里实施的视力检查、话语测验。请别忘了实施并且把问诊表带去。
乳幼児相談 婴幼儿辅导	乳幼児 婴幼儿	保健センター (隔月) 保健中心 (隔月)	<ul style="list-style-type: none"> ・希望されるかたは事前に保健センターにお問い合わせください。 ·希望接受辅导的人，请事先向保健中心咨询。

※ 各健診の実施日は個別通知しています。市ホームページの保健衛生カレンダーや広報とわだをご覧になり、ご確認ください。また、当日は、母子健康手帳と子どもすこやか手帳内の問診票を記載の上、持参してください。

※ 各種健康检查的实施日期会进行个别通知。请查看市网页上的保健卫生月历表或广报 TOWADA，确认日期。另外，当天请带上母子健康手册和填写好的儿童健康手册里的问诊表。

※ 発熱や感染症等で治療中のかたは、他児への感染の危険性がありますので、症状が治ってから、乳幼児健診にお越しください。

※ 发高烧或得了感染病等正在治疗中的人，由于有传染给其他婴幼儿的风险，因此请等病治好之后再婴幼儿健康检查。

▶法律で定められている乳幼児・小学生の予防接種の可能年齢

▷法律所规定的婴幼儿・小学生预防接种的可能年龄

No.1

	予防接種名 (预防接种名称)	接種回数 (接种次数)	接種時期 (接种时期)
定期 接種	Hib (ヒブ) (不活化ワクチン)	4回	初回：3回 初種：3次 生後2月～5歳未満に接種する。 ※追加接種は初回3回終了後、7月～13月の間隔をおいて1回行う。
	Hib (Hibu) (灭活疫苗)	四次	追加：1回 追加：1次 在出生后2个月至满5岁之前进行接种。 ※追加接种是初种的3次接种完之后，在间隔7至13个月的期间接种1次。
定期 接種	肺炎球菌 (不活化ワクチン)	4回	初回：3回 初種：3次 生後2月～5歳未満に接種する。 ※追加接種は初回接種終了後、60日以上空けて生後12月～15月までに1回行う。
	肺炎球菌 (灭活疫苗)	四次	追加：1回 追加：1次 在出生后2个月至满5岁之前进行接种。 ※追加接种是接种完初种之后，间隔60天以上并在出生后12至15个月之前接种1次。

	予防接種名 (预防接种名称)	接種回数 (接种次数)		接種時期 (接种时期)
定期接種	<四種混合> シフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ (不活化ワクチン)	4回	1 期初回： 3回 第一期初 種：3次	生後3月～7歳6月末満に接種する。 ※1期追加は、1期初回：3回終了後12月～18月の間隔をおいて1回行う。
	<四種混合> 白喉 百日咳 破傷風 小児麻痺 (灭活疫苗)	四次	1期追加： 1回 第一期追 加：1次	在出生后3个月至满7岁半之前进行接种。 ※第一期追加是在第一期初种3次接种完之后，间隔12至18个月接种1次。
定期接種	BCG (生ワクチン)	1回		生後1歳末満に接種する。
	BCG (卡介苗) (活性疫苗)	一次		在出生后满1岁之前进行接种。
定期接種	麻しん 風しん (混合生ワクチン)	1期	1回	1歳～2歳末満に接種する。
		第一期	1次	在出生后1岁至满2岁之前进行接种。
定期接種	麻疹 风疹 (混合活性疫苗)	2期	1回	5歳以上7歳末満の方で、小学校就学前の1年間(就学前年度4/1～3/31まで)に接種する
		第二期	1次	满5岁至7岁未満的儿童，在上小学的前一年(上学前一年度4/1-3/31)进行接种。
定期接種	水痘 (生ワクチン)	2回		生後1歳～3歳末満に接種する。
	水痘 (活性疫苗)	两次		在出生后1岁至满3岁之前进行接种。

予防接種名 (预防接种名称)		接種回数 (接种次数)	接種時期 (接种时期)
定期接種	日本脳炎 (不活化ワクチン)	4回	1期初回：2回 生後6月～7歳6か月未満に接種する。 ※1期追加は1期初回：2回終了後、約12月の間隔をおいて1回行う。
	日本脳炎 (灭活疫苗)	四次	1期追加：1回 在出生后6个月至满7岁半之前进行接种。 ※第一期追加是在第一期初种的2次接种完后，间隔12个月进行接种1次。
			2期：1回 9歳～13歳未満に接種する。
			第二期：1回 在9岁至满13岁之前进行接种。
定期接種	<二種混合> ジフテリア 破傷風 (不活化ワクチン)	1回	2期 11歳～13歳再未満に接種する。
	<两种混合> 白喉 破傷風 (灭活疫苗)	一次	第二期 在11岁至满13岁之前进行接种。
定期接種	ロタウイルス (生ワクチン)	1価	2回 生後6～24週に接種する。
		1价	2次 在出生后6至24周龄期间进行接种。
	轮状病毒 (活性疫苗)	5価	3回 生後6～32週に接種する。
		5价	3次 在出生后6至32周龄期间进行接种。
B型肝炎 (不活化ワクチン)		3回	1歳未満に接種する。
B型肝炎 (灭活疫苗)		3次	在满1岁之前进行接种。